

災害応急対策活動等（土木工事等）に関する基本協定

（目的）

第1条 この協定は、地震、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等の異常な現象下に、国土交通省山口河川国道事務所長 田村桂一（以下、「甲」という。）が管理する山口河川国道事務所所管施設等において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、建設機械・資材及び労力等（以下、「建設資機材等」という。）を保有している、〇〇〇〇株式会社 〇〇支店 執行役員支店長 〇〇 〇〇（以下、「乙」という。）に対し、「災害応急対策活動等（以下、「活動」という。）」に関する協力を求めるときの手続きについて定めたものである。

（活動区域）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動区域は、一級河川佐波川、島地川ダム及び一般国道（2号、9号、188号、190号及び191号）のうち別図-1に示す区域を原則とする。ただし、日本国内において大規模災害が発生した場合等、不測の事態が生じた場合は活動区域以外での活動を要請する場合もある。

（活動内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する活動区域等において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、乙で保有する建設資機材等並びに甲が保有する災害対策用機械等により応急対策活動を実施するものである。

また、活動区域が道路である場合は、緊急通行車両の通行を確保するため、災害対策基本法第76条の6（以下「災対法」という。）に基づき、移動命令の伝達、周知のための立て看板の設置及び障害物の撤去も実施するものである。

（建設資機材等の報告）

第4条 乙は、申請時に報告した建設資機材等に著しい変動があった場合、又は甲から要請があった場合は、乙は書面により速やかに甲に報告するものとする。

2. 甲は、甲の保有する建設資機材等を、あらかじめ乙に書面により通知するものとする。

（建設資機材等の提供）

第5条 甲及び乙は、それぞれから要請があった場合は、特別な理由がない限り、相互に建設資機材等を提供するものとする。

（出動の要請）

第6条 甲は、乙に対し、第2条の活動区域等で発生した災害状況に応じ、本活動を実施するための出動を書面（第1報は電話で可）により要請するものとする。

2. 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。また、甲は、前項ただし書きの報告を受けるものを、あらかじめ書面により乙に通知するものとする。

3. 甲乙相互の通信連絡が不能で、乙が被害状況を把握している場合は、甲からの要請があったものと見なし、乙の判断で出動するものとする。なお、集結場所は被害箇所最寄りの出張所とする。

（活動の実施）

第7条 乙は、前条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出動し、活動を実施するものとする。

2. 活動の直接の指示は、山口河川国道事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

3. 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

4. 災対法に基づき車両移動等措置を行う場合には、別冊「災害対策基本法に基づく車両移動の運用に関する手引き」により行うものとする。

5. 災対法に基づき車両移動等措置を行う場合には、乙は、甲が別途発行する「身分証明書」を携帯するものとする。

（説明会）

第8条 乙は、甲が保有する災害対策用機械の操作等の説明会に甲から参加要請があった場合には、可能な限り参加するものとする。

（契約の締結）

第9条 甲は、乙に第6条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

（維持工事請負業者との協力）

第10条 乙は、状況により、甲が別途請負契約を締結している維持工事業者又は保守工事業者（以下、「維持工事業者等」という。）と協力して活動を実施するものとする。

2. 甲は、本活動の活動区域を担当する維持工事業者等の業者名及び連絡先を乙に通知するものとする。

（活動の完了）

第11条 乙は、活動が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した活動の内容及び建設資機材等の使用数量を書面により甲に報告するものとする。

（費用の請求）

第12条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第9条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

（費用の支払）

第13条 甲は、前の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第9条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第14条 活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(法定外労働災害補償制度の加入確認)

第 15 条 本協定に基づき甲と乙が請負契約を取り交わす場合は、乙が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

なお、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。

また、当該法定外労働災害補償制度には、工事現場単位で随時加入する方式と直前 1 年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式があるが、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

(有効期限)

第 16 条 本協定の有効期限は、令和 7 年〇月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。

2. 甲又は乙の一方からこの協定を解除させる旨の意思表示がなされた場合は、甲及び乙は協議を行い、解除を行うことができる。ただし、解除の意思表示は、解除を希望する日の 2 ヶ月前までに行うものとする。

3. 本協定期間の満了日の 2 ヶ月前までに甲、乙いずれからも協定締結に関して意思表示がない場合は、期間終了の日の翌日から本協定を更新するものとし、以後同様とする。ただし、一般競争参加資格及び技術者等に変更が生じた場合は、基本協定締結説明書 5. 応募資格の確認等に準じて提出するものとする。

(その他)

第 17 条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各 1 通保有するものとする。

令和 7 年 〇月 1 日

甲 国土交通省 中国地方整備局
山口河川国道事務所長 田村 桂一

乙 ○○○○株式会社 ○○支店
執行役員支店長 ○○ ○○

別圖-1

